

## 第 668 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 6 年 7 月 1 日 (月) 10 時 00 分～11 時 02 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	梅野会長、坂本委員、桜間委員、千田委員、山口委員
労働者代表委員	岩崎委員、小西委員、檀上委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	倉本委員、谷口委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
事務局	赤松労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長、 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正諮問について (2) 兵庫県最低賃金専門部会の設置及び決議の取扱いについて (3) 専門部会の議事の公開について (4) 特定最低賃金の金額改正の必要性の有無にかかる審議の進め方について (5) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日はお足元の悪い中、またお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から、第 668 回兵庫地方最低賃金審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日は、委員の皆様全員に御出席いただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告します。</p> <p>それでは、梅野会長、これからの議事進行よろしくお願いたします。</p> <p>○梅野会長</p> <p>ただ今から、第 668 回の兵庫地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は公開としております。傍聴される方におかれましては、受付でお渡ししております遵守事項、その記載どおり、注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。</p>	

最初に事務局から報告があると伺っております。報告をお願いいたします。

○飯田賃金指導官

事務局から1点報告させていただきます。

当審議会の使用者委員を務めていただきました瀬川委員より令和6年6月19日をもつての辞職の申出があり、事務局において承認し、離任となりました。

その後任として、使用者団体から推薦がありました谷口委員を6月20日から新たに任命させていただいております。

谷口委員には、本日が初めての御出席となりますので、一言御挨拶をいただければと思います。

○谷口委員

皆様、おはようございます。

ただ今御紹介をいただきました兵庫県中小企業団体中央会瀬川の後任で、専務を拝命いたしました谷口でございます。

瀬川もそうでしたが、元々は県の職員でしたので、ずっと使われる側で、一労働者として仕事をしてまいりまして、最後2年間は第三セクターである株式会社夢舞台で専務を務めました。

ですので、公務員ではあるのですが、企業経営にも携わったこともございますので、そういった経験も生かしながら、皆様と御一緒に審議に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○飯田賃金指導官

谷口委員ありがとうございました。

事務局からの報告は以上です。

それでは、梅野会長、よろしくお願いいたします。

○梅野会長

本日の審議議題は5つです。

では、まず1番目「兵庫県最低賃金の改正諮問について」です。事務局から説明をお願いします。

○安積賃金室長

賃金室長の安積です。

私から改正諮問の前に、地域別最低賃金の流れについて、説明させていただきます。

お手元の資料No.1の6ページを御覧ください。

一般的な地方最低賃金審議会での流れを、参考として記載しております。

最初に7月上旬の地方最低賃金審議会を開催し、そこで労働局長による改正諮問と審

議会令第6条第5項の議決の有無等を審議します。

その後、7月下旬頃に2回目の審議会を開催し、中央最低賃金審議会の目安伝達や労使間の主張の確認を行います。

同じく7月下旬頃に第1回目の専門部会を開催し、そこで部会長等の選出、関係労使からの意見聴取の実施の有無などを確認いたします。

次に、7月下旬から8月上旬に複数回の専門部会を開催し、金額審議や部会報告の決定を行います。

その後、8月上旬に3回目の審議会を開き、部会報告の審議や答申文の決定を行います。

答申文の公示期間を挟んだ後、8月下旬に4回目の審議会において、異議内容の審議や答申文の決定を行います。

そして、労働局長へ答申を行い、労働局長による改正決定となり、官報公示後に効力発生となる流れになっております。

一つ前のページ、5ページを御覧ください。

これは、昨年度の最低賃金審議会の改正決定手順を簡単に示したものになり、上段部分が中央最低賃金審議会での流れで、下段部分が兵庫地方最低賃金審議会での流れを示しております。下に記載している日付が昨年度、実際に開催した日となっております。

この下の表の左端の昨年7月3日の部分、つまり兵庫労働局長の諮問というところが、兵庫地方最低賃金審議会の取り掛かりとなる本日の本審の諮問に当たるものとなっております。

また、中央最低賃金審議会におきましては、今年6月25日に厚生労働大臣から諮問が行われております。そして、例年7月最終週頃には中央での目安額が示されております。

兵庫地方最低賃金審議会の金額審議につきましては、別に専門部会を設置いたしまして、示された目安額を参考としながら、4～5回程度、金額の審議を行って、8月上旬をめどに本審において、答申を行う形をとって、10月1日の発効を目指すというのが大まかなスケジュールとなっております。

簡単ではございますが、最低賃金の改正の流れについて、説明をさせていただきました。以上でございます。

○梅野会長

ただ今の説明で御質問等ございますか。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

では、次は諮問です。諮問の準備を事務局の方でお願いします。

(諮問文、写等の準備)

○飯田賃金指導官

では、これから労働局長から審議会会長へ諮問させていただきます。

(局長より会長に対し、改正諮問文を手交)

(各委員及び傍聴者に対し、諮問文の写しを配布)

○梅野会長

それでは、事務局で諮問文の読み上げをお願いいたします。

○飯田賃金指導官

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利 殿

兵庫労働局長

赤松 俊彦

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金(昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2024(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

○梅野会長

次に、事務局から、改正の諮問に至った経緯を説明をお願いします。

○安積賃金室長

それでは、資料に沿って、量が多いため、かいつまんで説明をさせていただきます。

(以下、改正の諮問に至った経緯として、兵庫県最低賃金改正の必要性について、資料No.4「兵庫県最低賃金の改正諮問関係資料」に基づき、1.賃金水準(兵庫県)、2.生計費、3.経済状況、4.賃金改定状況、5.雇用情勢の推移、6.最低賃金を取り巻く動きの各視点から、説明)

最低賃金引上げは政府の重要課題であり、今回の改正諮問文も政府方針に配慮する旨となっておりますことを踏まえ、今後の御審議をお願いいたします。

○梅野会長

ただ今の説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

よろしいですか。

資料が大量ですので、また審議の折に触れて、御参考になさればと思います。

では、次です。議題の2番目「兵庫県最低賃金専門部会の設置及び決議の取扱いについて」です。

審議会として、兵庫県最低賃金の改正に係る調査審議をするため、「専門部会」を設置することになっています。

事務局から、「兵庫県最低賃金専門部会」の設置等についての手続きの説明及び「兵庫県最低賃金専門部会決議の取扱」について、説明をお願いします。

○飯田賃金指導官

それでは、まず、兵庫県最低賃金専門部会の設置について、説明させていただきます。

最低賃金法第25条第2項の規定により、最低賃金の改正について、調査審議を求められたときは、審議会の下に専門部会を設定しなければならないとされております。

なお、専門部会の委員数は、9人以内とされ、公労使各3名の委員で構成することとされております。

公益代表委員の選任につきましては、事務局からの依頼、任命となりますが、労使の代表委員の選任につきましては、最低賃金審議会令の規定により、一定の期間を定めて候補者の推薦を公示し、推薦のあった方から兵庫労働局長が任命をすることとなります。

今年度の兵庫県最低賃金専門部会の労使の代表委員の推薦公示につきましては、本日、この会議終了後に行い、公示期間は、7月16日火曜日までとさせていただきます。

また、最低賃金法第25条第5項により行うこととされている関係労使の意見聴取に関する公示につきましても、本日、この会議終了後に行い、こちらの期間も7月16日火曜日までとさせていただきます。

続きまして、専門部会の決議について、説明させていただきます。

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。

本年度につきましても、専門部会において、この令第6条第5項を適用するか否か御

確認をお願いいたします。

○梅野会長

ただ今の専門部会の手続き、決議に関する説明について、何か御質問ございますか。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

よろしいですか。

それでは、専門部会の決議ですが、兵庫では、従来から専門部会が全会一致で決議した場合、この最低賃金審議会令第6条第5項を適用して議決しております。

本年度につきましても、従来同様専門部会が全会一致で決議した場合、この第6条第5項の適用をしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

○各委員

異議なし。

○梅野会長

ありがとうございます。

それでは、今年度につきましても、専門部会が全会一致で決議した場合は、第6条第5項を適用し、審議会の決議といたします。

続いて、議題の3番目「専門部会の議事の公開について」です。

今年度もこれから専門部会を設置し、地域別最低賃金の改正審議に入っていくわけですが、昨年度の審議会において、「公労使三者が集まって、議論を行う部分については、公開することが適当である。」ということを確認しています。

今年度においても、2回目以降の金額審議を行う専門部会を含め、昨年同様公開としたいと考えています。

ただし、公労、公使といった二者以下での協議の場に関しては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当すると考えられますので、昨年度同様非公開としたいと考えます。

いかがですか。よろしいですか。

○各委員

異議なし。

○梅野会長

ありがとうございます。

それでは、次議題の4番目「兵庫県の特定最低賃金の金額改正の必要性有無にかかる審議の進め方」です。

事務局から説明をお願いします。

#### ○安積賃金室長

特定最低賃金につきましては、金額改正の申出の後、局長から、まず改正の必要性について諮問し、改正の必要性ありとなった場合、次に金額審議を始める流れとなっております。

資料No.2の3ページを御覧ください。

これは昨年度の兵庫地方最低賃金審議会の審議の流れを示したもので、昨年の実際の日程等も記載しております。

本日諮問させていただきました地域別最低賃金（兵庫県最低賃金）では諮問から答申という流れですが、特定最低賃金の場合は、分かりやすく言いますと、2段階になっております。

金額改正の申出を受け、まず金額改正の必要性の有無についての諮問をいたします。

そこで、改正の必要性ありとなった場合に、次に金額改正の諮問を行った上で、金額審議を始める流れとなっております。

なお、当局では改正必要性の有無の諮問の際に、審議の結果「改正の必要性あり」と認められた場合には、改正額の調査審議もお願いするという形で同時に金額改正に係る諮問も行っております。

改正必要性の有無の審議につきましては、兵庫では、従来は全ての特定最賃の金額改正の必要性を本審で一括して審議し、全ての業種にかかる金額改正の必要性の有無の判断をしていただいて、その後に、それぞれの専門部会で、改正金額の審議をしていただいております。

ただ一方で、改正の必要性の有無の審議につきましても、産業ごとの代表者でその産業及び労働実情をよく知る立場にある専門部会委員に議論をいただいて、結論を出すのが、妥当ではないかという御意見があったことから、令和2年度からは特定最賃の金額改正の必要性の有無の審議を本審では行わずに、最初から各専門部会を設置して、各専門部会で行っていただいております。

今年度につきましては、先週、すでにいくつかの関係労働組合から特定最低賃金の改正申出があり、本日以降の7月上旬にも改正申出の予定が入っているところでございます。

事務局としましては、全ての申出を受けた後、次回の審議会におきまして、労働局長から、特定最低賃金の改正の必要性の有無などについて、諮問を行う予定としております。

そのため、今年度におきましても、まず、改正の必要性の有無の審議の進め方について、御審議いただければと思っております。

○梅野会長

ただ今は特定最低賃金の金額改正の必要性有無の審議の進め方の説明でした。

もう一度繰り返しになりますが、兵庫の最賃審議会では、令和元年までは特定最賃改正必要性の有無については、本審において一括で審議していました。その本審において、改正の必要性ありと結論が出た場合、各専門部会で金額審議のみを行ってきたわけです。

しかし、近年は産業ごと業界事情も異なり、金額審議だけでなく、改正の必要性有無についても、各業界に深く通じた専門部会の委員に判断を委ねるべきという意見が使用者側からなされまして、令和2年度以降は7つある専門部会業種ごとに審議してきたわけです。

特定最賃について、改正申出が労働局長になされる時期で、今年度もどのように審議を進めていくかということについて、日程調整を行う上でも整理しておく必要があります。本日その審議をいただければと思います。

これまでの経緯がありますので、労使それぞれから御意見を伺いたいと思います。

まず、労働者側の委員からお考えを聞かせていただけますか。

○森田委員

それでは森田から、御説明したいと思います。

先ほどこれまでの経過について、御説明がありました。

専門部会で特定最賃の改正の必要性を審議するに至った発端といいますと、令和2年当時新型コロナウイルスによる甚大な影響が出ていたということが背景にありました。しかし、もうすでにその状況は落ち着きを取り戻しております。

そんな中、一昨年、昨年と最低賃金の引上げ幅が過去最高を更新しており、また昨年暮れから、そして春闘から続く賃上げ機運の高まりに伴いまして、今年もそういう状況が続くものと思います。

それらを考えますと、労働組合の立場としましては、人手不足の観点、優秀な人材確保の観点、さらには各産業の魅力をアピールするという観点からも、特定最低賃金の改正の必要性については、各業種とも異存はないものと考えておりますので、今回についても一括審議を求めていきたいと思っております。以上です。

○梅野会長

一括審議を求めたいということですね。

それでは、次使用者側松岡委員をお願いします。

○松岡委員

では、松岡から御説明いたします。

特定最低賃金は労使の取組を補完するもので、関係労使のイニシアティブによって、



決定するものとされております。

本年もそれぞれの当該業界労使に加わっていただいた専門部会を開いていただき、その特定最低賃金改正決定の必要性の有無も含めました審議を実施することが労使自治の観点でより適当と考えます。

使用者側といたしましては、今年も専門部会の円滑な運営に協力させていただき所存でありますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○梅野会長

労側は一括審議、使用者側は専門部会設置ということで、意見が割れております。

ここで少し休憩いたしまして、それぞれ一度意見調整を図っていただきたいと思いません。

10分ほど時間を取って、別室でそれぞれお願いいたします。

また後ほど審議を再開いたします。

(休会)

○梅野会長

それでは、再開いたします。

労使それぞれ調整いただいた結果をお聞きしたく思います。

使用者委員からお聞かせいただけますか。

○松岡委員

労側からやっていただいてよろしいですか。

○梅野会長

それでは、労側からお願いいたします。

○森田委員

各産業の実態を認識する上で、それぞれの当該労使で構成される専門部会で改正審議することについては分からないでもないところではあります。

しかし、昨年の経過を振り返ってみますと、円滑な運営ということは昨年も言っていただきましたが、結果をみれば、そうではなかったとも感じております。

そのあたりを担保していただけるようなことが確約できればと考えていますし、また丁寧な運営ということが担保できるようなことでありましたら、こちらとしましては、その辺について、考えていきたいということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○松岡委員

今おっしゃいました円滑な運営ですが、必ずしも一発回答、満額回答とかそういうことが円滑な運営では必ずしもないと思います。

使用者側といたしましては、使用者側の立場、労働者側の立場、両方を勘案しまして、円滑な運営をさせていただく。そういう姿勢で取り組ませていただきますので、よろしく御協力、御理解のほどお願いいたします。以上です。

○梅野会長

そういうことで、円滑な運営にはいろんな形で協力できる。そのつもりであるということですね。

労側の方はどうですか。専門部会設置で進めてよろしいですか。

それとも、今日は保留されますか。

○森田委員

はい、そうしましたら、次回に持越しということで、今回は保留していただければと思います。

○梅野会長

分かりました。

今日の審議会では結論は出せませんので、次回7月19日の審議会で、再度これに関して審議いたします。

では次、議題の5番目ですが、「その他」です。

委員から何か御意見、御質問はありますか。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

それでは、事務局からお願いします。

○安積賃金室長

今年度4月以降、審議会あてに提出された要請書等について、御報告させていただきます。

6月25日に兵庫県労働組合総連合（国民春闘兵庫県共闘委員会）から、「兵庫県の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること、全国一律最低賃金制度の導入、中小零細企業への直接支援の継続的実施、審議会や専門部会の全面公開と委員の公正任命及び意見陳述機会と傍聴人数の拡充」についての要請書の提出がありました。それとともに3,286筆の個人署名が、兵庫労働局長、兵庫地方最低賃金審議会会長あてに提出されております。併せて、御報告いたします。

○梅野会長

ただ今の事務局からの報告ですが、内容で確認されたいことがあれば、どうぞ挙手してください。

○各委員

(特になし)

○梅野会長

ないですか。

では、最後に事務局から次回の議事、日程の説明をお願いします。

○安積賃金室長

特定最賃につきましては、3月に意向の表明がなされた7業種のうち、先週6業種の申出があり、また1業種の申出が7月初旬に予定されております。

次回本審におきましては、特定最賃の改正の必要性の有無の諮問をさせていただく予定です。加えまして、今回は2業種の事業場を対象とした意見聴取と2業種の实地視察の結果報告を予定しております。

開催日時は、7月19日金曜日午前10時、場所はこの会議室でお願いしたいと思います。

○梅野会長

では、今回は特定最賃改正必要性の有無等の審議、必要性有無についての進め方を議論します。プラス事業場の意見聴取、实地視察の報告です。

7月19日金曜日午前10時で開催ということです。よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○梅野会長

それでは、今回は7月19日の金曜日、午前10時からの開催です。

また、この本審の公開・非公開ですが、昨年同様、公開といたしたいと思っております。

ただし、議事のうち、個別の事業場からの意見聴取、それから個別の实地視察の報告、これらについては、特定の個人又は事業場に関する内容に触れるところがあります。個人情報、企業情報の保護に支障を及ぼすおそれがあるために、その部分についてのみ、非公開とします。

よろしいですか。

○各委員

はい。

○梅野会長

それでは、最後事務局から何かございますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○梅野会長

それでは、本日の審議会はこれで終了です。ありがとうございました。

梅野 巨利

森田 直樹

松岡 直哉